

聖籠町告示第五十四号

聖籠町戸籍の届出における本人確認等の取扱要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成二十四年六月二十六日

聖籠町長 渡 邊 廣 吉

聖籠町戸籍の届出における本人確認等の取扱要綱を  
廃止する告示

聖籠町戸籍の届出における本人確認等の取扱要綱（平成  
十五年聖籠町告示第百五号）は、廃止する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。